

# カワサキ会計事務所だより

令和1年12月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

12月の税務カレンダー  
国民健康保険 第7期  
固定資産税 第3期

長崎市ホームページより



## あなたの『ふるさと納税』が被災者支援に活かされます！

『ふるさと納税』制度を活用し、**どなたでも**被災者支援を行うことができます。被災地の都道府県や市区町村に**直接寄附**する場合のほか、災害救助法の適用を受けた災害について**日本赤十字社**や**中央共同募金会**などが義援金の募金活動を行っている場合にも、その義援金が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されるものであるときは、『ふるさと納税』として**所得税と個人住民税で控除（還付）**が受けられます。

### 【災害義援金の募金団体に金融機関の振込みで寄附する場合の流れ】

1. 振込み（振込依頼書等の控等（※1の書類）を保存）  
↓
2. 振込依頼書等の控等（※1の書類）を添付して、翌年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告（※2）  
↓
3. 所得税と個人住民税で控除（還付）

※1 (1) **振込依頼書の控**又は**郵便振替の半券**（いずれも**原本**。）  
(2) (1)に記載された口座が当該義援金のための**専用口座であることが確認できる書類**（募集要綱の写し等。）

※2 募金団体（日本赤十字社や中央共同募金会など）を通じた義援金については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は**利用することができません**。  
(ふるさと納税としての控除を受けるためには、**確定申告が必要**です。)

『ふるさと納税』によって控除（還付）される額は、所得税と個人住民税を合わせて、概ね**【寄附金額－2,000円】**となります。  
ただし、**控除（還付）される額には収入等に応じて上限があります**ので、具体的な計算については、事務所の監査担当者にお尋ねください。

### <中村哲医師の訃報に接し、哀悼の意を表します>

アフガニスタン東部のナンガルハ州で、4日医療やかんがい事業などの人道活動に取り組む非政府組織（NGO）「ペシャワール会」の現地代表、中村哲先生が銃撃され、死亡したとのことです。  
報道によると、家族と同会のメンバーが現地（アフガニスタン）へ向け出発するとのこと。遺体とともに福岡市に帰国するとのこと。  
中村先生のこれまでの人道支援活動を聞くにつれ、何故銃撃されなければならなかったのか？ 何ともやりきれない気持ちになります。まことにもって不条理だと思います。

### 中村先生のご冥福をお祈り申し上げます